

令和 7 年度

鹿児島大学法文学部

【法経社会学科法学コース・人文学科】

学校推薦型選抜Ⅰ

「小論文」

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この冊子を開かないこと。
2. この表紙の下には、試験問題 5 枚・解答用紙 3 枚・下書き用紙 1 枚があります。
3. 設問の解答は、解答用紙の指定の場所に「縦書き」で記入すること。
4. 問題および下書きは、試験終了後持ち帰ること。

次の文章を読んで設問に答えなさい。

そもそもクローン人間を作ること、ならびにそれにつながる研究は、なぜ規制されるべきだといわれるのか。

以下ではその代表的な理由をとりあげ、その正当性を検証してみることにする。

まず、クローン人間を作ることとは人格の尊厳を侵すという「倫理的な理由」がある。DNAが同一、ゆえに身体が同一、ゆえに人格が同一な親子や兄弟姉妹ができるから、というわけである。しかし、DNAが同一であれば人格が同一であるというテーゼは根本的に誤りである。『ニューズウィーク』などアメリカの雑誌のクローン羊特集では、このテーゼの間違いを訂正して、クローン人間は同一人格という想定が成り立たないことを明確に述べているのだが、日本では医学や生物学の専門的な知識の持ち主までが、「クローン人間を作製することは人格の尊厳を侵害する」と本気で信じ込んでいる。

二人のクローン人間の類似の度合は、双子の兄弟姉妹と同じである。ただ双子とクローン人間が違うのは、双子は両親の遺伝子を混ぜ合わせて新しいワンセットにしたものを共有しているのに対して、クローン人間ではそういう混ぜ合わせがないということである。

その上ですら、「クローン人間は同一のDNAをもつから、同一の身体をもつ」といえるかどうか。一卵性双生児にも先天的な差異が存在する。一卵性の双子ではDNAは同じだが、生まれたときの身体にはさまざまな個体差がある。たとえば指紋が違う。見ただけでは一卵性双生児であるかどうか分からないので、DNA鑑定をして一卵性であることが分かるというケースも多い。DNA同一＝身体同一というのは科学的な間違いである。

分子生物学者の香川靖雄氏のメールを私に転送してくれた人がいるので引用させていただく。「遺伝子の互いに等しい一卵性双生児は今日でも社会問題にはなっていない。それどころか不妊症の治療に排卵促進剤を用いて五つ子が生まれることも、ウシの受精卵を分割して、遺伝子の同じ子ウシを生ませることも技術として常識化しています。人間の個性の中核である人格について、一卵性双生児で遺伝子と環境、教育の関係を調べた膨大ぼうだい

な研究があります。たとえば精神分裂病の発病の一致率は一卵性双生児でも五〇％に過ぎません。つまり、遺伝子が等しいということは、まったく同じ個人ができることを意味しないのです」。

多くの人が「二卵性双生児は一〇〇％同じではなくても、九〇％以上は同じだ」と思っている。特に最近では「DNAはすべての遺伝情報を担っているから、二つの個体でDNAが同じならまったく同じ」と誤解している人が多い。もっと詳しい報告はプロミン『遺伝と環境』（安藤寿康・大木秀一訳、培風館、一九九四）などを見れば分かるが、一卵性双生児でもだいたいの印象として身体的に九〇％、精神的な態度で五〇％ほど同じという程度である。身体的に一卵性に見えない一卵性双生児もいる。DNAが同じでも誕生の時点ですでに脳を含めて身体の内部分けがさうとう違っている。

第三に、「身体的に同一の人間は同一の人格である」といえるかどうか。完全に同じ身体がありえたとしても、その身体をもつ人間が同一の経験をもつ同一主体であるという仮定には現実性がない。解剖してみても身体的にまったく見分けがつかないヒトが二人いたとしても、その二人の脳に記入される経験の内容が違っているからである。

身体が同じということは脳をテープレコーダーにたとえると、まったく同じ材質のテープがはめてあるということである。テープの材質が同じであつても、録音の内容が同じであるとは限らない。にもかかわらず、クローン人間をめぐる議論においては、情報の媒体（テープ）が同じであれば、その内容（録音された音）も同じであるはずだという過ちは、なかなか気づかれない。

情報と生命については、その同一性の意味が違っているといつてよい。DNA同一は身体同一ではなく、身体同一は人格同一ではないということでは、「同一」にさまざまな意味があるということである。

人格が同一であることの条件は、非常に複雑である。たとえば私が記憶喪失に陥ったとすると、それは加藤尚武が記憶を失ったのであつて、加藤尚武が加藤尚武でなくなったのではない。私がアルツハイマー病になって、自分の過去や家族の同一性にかかわる記憶をすべて失ったとしても、人

格の同一性が認められるのは、精神に断絶があれば身体の連続性が、人格的同一性の認識根拠になるからである。

しかし、記憶の同一性を人格同一性の必要条件と見なすなら、その記憶を失った人は、私と同一人格ではない。

また、私が生命を失うときには、大腦が機能しなくなっているが、その前に脳の記憶内容をすべて別の脳に移したとしても、その移された人は加藤尚武ではない。人格には、その経歴が含まれるから、人格はコピー不可能であるといえる。私の脳の記憶をコピーした人格は、私の経歴とは違う経歴をもつことにならざるをえない。

一卵性双生児の場合、たとえ同じ胎内にいても、一人は母親の心臓の音を近くで聞き、もう一人は遠くで聞いているだろう。生まれた段階で、脳に記入された母の心音の情報は違っている。だから身体がまったく同じでも生まれた段階ですでに違った記憶をもっているから、違った人格である。

もしも私のクローンを作ったとしよう。私が六十歳であるときのクローンは当然私とは六十歳違う。私とクローンは歳の違う双子である。私の妻が、赤ちゃんのクローンを私と取り違えるということは絶対にない。したがって、人格の取り違えが起るからクローン人間は禁止すべきだという議論はまったく根拠がない。

しかし第三に、百歩譲って、複数の同じ人格を作り出すことができたとして、そのことは人格の尊厳に反するといえるかどうか。

DNAが同一、なおかつ身体の特徴が同一、年齢も記憶の内容も同一という双子が存在すると仮定しても、そのこと自体は「人格の尊厳の侵害」とはならない。おそらく周りの人は、彼らを夏彦と冬彦というように別の名前呼び、兄とか弟とか別人格として扱うだろう。したがって、あるときまでこの二人のヒトの記憶内容がたとえ同一であったとしても、別人格として扱われることによって、直ちに別人格になってしまう。

クローン人間が存在すると法律面で混乱が起るというのは、間違っている。見分けのつかない人間が増えて社会的に混乱するという問題も、服

装などの目印で識別可能にすれば解決する。「人格の概念には、唯一の個体で他の個体から外面的・内面的に識別可能な特徴をもつことが含まれるから、クローン人間は人間の尊厳に反する」と考えている人がかなりいるようだ。しかし、そもそも人格とは、個人の中にある理性に従う可能性であって、個体の唯一性、外見の差異性は、人格の本来の意味には含まれない。誰かが私とそっくり同じ人間を製造することに成功したとしても、それは私の人格の尊厳を侵害することにはならないのである。

人格の尊厳を侵害する行為とは、もつとも広く解釈すれば、殺人、傷害、窃盗が含まれるが、殺人、傷害は人格の担い手そのものを破壊する行為であり、窃盗は人格がもつ所有権の対象を侵害する行為で、狭い意味での人格の尊厳を侵害する行為には含まれない。

狭い意味での人格の尊厳を侵害する行為とは、人格主体が固有の意味でもつ価値を否定する行為で、奴隷化、拷問、レイプ、脅迫が代表的なものである。これらは自由な労働、自由な告白、自由な性行為、自由な承諾を暴力で支配しようとしている。

個人の良心を支配しようとする、偽りの証言の強要、人質をとつての誘拐、信仰を理由とする迫害は、良心への侵害として、もつとも悪質な人格の尊厳を侵害する行為である。

侮辱、肖像などの破壊、スキャンダルのおねつ造などは、名誉を傷つけるという意味で、人格の尊厳を侵害する行為となる。

しかし、こうした事例のどれをとっても、個体のユニークさに対して類似のものを作り出すという例は含まれていないので、クローン人間作りを人格の尊厳を侵害する行為と見なすことには無理がある。

『脳死・クローン・遺伝子治療 バイオエシックスの練習問題』加藤尚武著 PHP研究所 一九九九年

※出題にあたって原文の一部を改変した。文章中に現在使われていない表現等もあるが、原文を尊重してそのままにしている。

【設問】

現在、わが国ではクローン人間を作り出すことは法によって禁じられていますが、将来的にこれを解禁すべきだと考えますか。課題文の筆者の考えに触れた上で、あなたの見解を八〇〇字以上一〇〇〇字以内で論じなさい（句読点および改行のために生じる空白も文字数に含めます）。